

施設 使 用 料

施設名（区分）		面積 (m ²)	基本使用料（円）					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30
大ホール (メモリアホール)	平日	727	13,200	19,800	26,400	26,400	39,600	46,200
	土・日・休日		16,500	24,200	33,000	33,000	49,500	57,200
多目的ホール (エイトホール)	平日	185	2,510	3,350	2,930	5,860	6,280	8,800
	土・日・休日		3,770	5,020	4,400	8,800	9,420	13,200
視聴覚室		86	1,250	1,670	1,460	2,930	3,140	4,400
第1会議室		90	1,150	1,460	1,360	2,610	2,820	3,980
第2会議室		58	1,150	1,460	1,360	2,610	2,820	3,980
第1研修室		69	1,150	1,460	1,360	2,610	2,820	3,980
第2研修室		37	830	1,040	940	1,880	1,990	2,820
第3研修室		36	620	830	730	1,460	1,570	2,200
農事研修室		56	1,150	1,460	1,360	2,610	2,820	3,980
生活改善実習室		56	1,250	1,670	1,460	2,930	3,140	4,400
和室1（36畳）		72	1,150	1,460	1,360	2,610	2,820	3,980
和室2（24畳）		51	1,150	1,460	1,360	2,610	2,820	3,980
楽屋1（和室）		33	830	1,040	940	1,880	1,990	2,820
楽屋2（洋室）		58	830	1,040	940	1,880	1,990	2,820
附属設備		市長が別に定める額						

【備考】

- 1 利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料の最高額」という。）が3,000円以下の場合は、100分の50
 - (2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80
- 2 利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50
 - (2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
- 3 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 4 大ホール又は多目的ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本使用料に100分の50を乗じて得た額を減額する。
- 5 許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用時間帯の基本使用料に100分の25を乗じて得た額を加算する。この場合において、この増額分を加えた額を基本使用料とみなして、前各項の規定を適用する。
- 6 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 7 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。
- 8 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

附属設備使用料

施設	種別	品名	単位	1回の使用料(円)
大ホール (メモリア ホール)	楽器	コンサートグランドピアノ	1台	3,140
		水平幕又はバック幕	1枚	2,090
		大型スクリーン	1枚	1,040
		反響板	1式	2,090
		松羽目 [まつばめ]	1式	1,040
		吊り看板	1式	520
		国旗及び市旗	1式	1,040
		金屏風 [きんびょうぶ]	1双	1,040
		演台	1式	100
		司会者台	1台	100
		指揮者台	1台	100
		平台 [ひらだい]	1台	100
		所作台 [しよさだい]	1式	3,140
		開き足又は人形立て [ひらきあし][にんぎょうたて]	1台	100
		毛せん [もうせん]	1式	100
		長布団 [ながぶとん]	1式	210
		めくり台	1台	100
		指揮者用譜面台	1台	100
		演奏者用譜面台	1台	100
		姿見 [すがたみ]	1台	100
	舞台照明	第1ボーダーライト	1列	1,040
		第2ボーダーライト	1列	1,040
		第1サスペンションライト	1列	1,040
		第2サスペンションライト	1列	1,040
		アッパー水平ライト	1列	1,040
		ローア水平ライト	1列	1,040
		フットライト	1列	1,040
		シーリングライト	1台	100
		フロントサイドスポットライト	1台	100
		センターピンスポットライト	1台	1,040
		スポットライト1KW	1台	210
		スポットライト500W	1台	100
		エフェクトマシン	1台	1,040
		先玉レンズ [さきだまれんず]	1個	100
		オーロラマシン	1台	520
		ミラーボール	1台	520
		持込器具	1KW	100
		舞台音響 及び 視聴覚設備	ステージスピーカー	1台
	効果用スピーカー		1台	310
	拡声装置 (マイク別)		1式	1,570
	マイクロフォン (ダイナミック)		1本	520
	マイクロフォン (ワイヤレス)		1本	830
	マイクロフォン (コンデンサー)		1本	1,040
	マイクロフォンスタンド (床上、卓上又はブーム)		1本	100
	三点吊りマイク装置		1式	520
	カセットテープレコーダー		1台	310
	MDレコーダー		1台	310
	カセット及びMD録音代 (デッキ使用料込み)		1回	1,040
	CDレコーダー		1台	310
	DVDレコーダー	1台	310	
メディアレコーダー	1台	310		
固定式プロジェクター	1台	1,570		
多目的 ホール (エイト ホール)	楽器	グランドピアノ	1台	—
		エイトホール可動式ステージ	1式	520
	設備	組立式ステージ	1台	220
		エイトホール演台	1台	100
		エイトホール譜面台	1台	100
音響	エイトホール音響設備	1式	1,040	
視聴覚室	楽器	エレクトーン	1台	520
		電子ピアノ	1台	—
	音響 及び 視聴覚設備	視聴覚室音響設備及びスクリーン	1式	520
		テレビ	1台	—
和室	設備	和室演台	1台	100
その他	設備	展示パネル (1800×1800又は1200×1800)	1台	100
		移動式スポットライト	1台	520
	音響 及び 視聴覚設備	イベントアンブセット	1式	1,040
		ワイヤレスアンブセット	1式	520
		ポータブルアンブセット	1式	520
		可搬式プロジェクター	1台	1,570
		可搬式小型プロジェクター	1台	520
		可搬式スクリーン	1台	520